

大和市教育委員会 2 月定例会

日 時 平成 25 年 2 月 15 日

午前 9 時 00 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会議時間の決定

3 前会会議録の承認

4 会議録署名委員の決定

5 教育長の報告

6 議 事

日程第 1 (議案第 4 号) 平成 24 年度大和市教育費補正予算案について

日程第 2 (議案第 5 号) 平成 25 年度大和市教育費予算案について

日程第 3 (議案第 6 号) 大和市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則
について

日程第 4 (議案第 7 号) 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する
規則の一部を改正する規則について

日程第 5 (議案第 8 号) 大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関す
る規則の一部を改正する規則について

日程第 6 (議案第 9 号) 大和市スポーツ施設設置条例施行規則を廃止する規則につ
いて

日程第 7 (議案第 10 号) 大和市スポーツ推進審議会規則を廃止する規則について

日程第 8 (議案第 11 号) 大和市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則に
ついて

日程第 9 (議案第 12 号) 教育財産の公用の廃止について

日程第 10 (議案第 13 号) 大和市スポーツ推進審議会委員の解職について

7 そ の 他

8 閉 会

議案第 4 号

平成 24 年度大和市教育費補正予算案について

平成 24 年度大和市教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 2 月 15 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成24年度 教育費3月補正歳出予算(案)

(1)歳出予算補正

(単位:千円)

款 項 目 (事業名)	当初予算額	補正前予算額	補正額	補正後予算額	備 考
10-2 小学校費	1,208,844	1,208,844	203,364	1,412,208	
3 学校建設費	333,876	333,876	203,364	537,240	
01 小学校大規模改修事業	327,012	327,012	203,364	530,376	平成25年度に予定していたトイレ改修及び擁壁改修工事の予算を前倒しで予算計上するものです。
10-3 中学校費	1,132,169	1,256,228	47,168	1,303,396	
3 学校建設費	580,252	740,311	47,168	787,479	
01 中学校大規模改修事業	76,000	76,000	47,168	123,168	平成25年度に予定していたトイレ改修工事の予算を前倒しで予算計上するものです。

※経済危機対応・地域活性化予備費並びに平成24年度補正予算の閣議決定がなされ、公立学校施設整備の耐震化・老朽化対策その他施設整備について、平成25年度に計画している事業を前倒しで対応するよう文部科学省より依頼があったため、平成25年度に予定していたトイレ改修等の補正予算を計上し、平成25年度へ繰越を行うものです。

(2)繰越明許費補正

(単位:千円)

款 項 (事業名)	金額
10-2 小学校費	203,364
小学校大規模改修事業	203,364
10-3 中学校費	47,168
中学校大規模改修事業	47,168

平成24年度 3月補正歳入予算(案)

科目	当初予算額	予算現額	補正額	合計	充当先(大事業単位)
15-2-5 国庫支出金・国庫負担金・教育費国庫補助金	240,456	226,811	74,534	301,345	
4 学校施設環境改善交付金	41,712	67,622	74,534	142,156	
01 小学校学校施設環境改善交付金	33,141	33,141	60,513	93,654	10-02-03-01 小学校大規模改修事業
02 中学校学校施設環境改善交付金	8,571	34,481	14,021	48,502	10-03-03-01 中学校大規模改修事業

議案第 5 号

平成 25 年度大和市教育費予算案について

平成 25 年度大和市教育費予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 2 月 15 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

議案第 6 号

大和市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 2 月 15 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

大和市立学校施設使用条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条ただし書中「市が主催し、又は共催する事業の場合」を、「別表第2に掲げる使用内容のうち1の項又は4の項の規定により使用するとき」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

使用内容	減免の範囲
1 市が主催し、又は共催する事業等のために使用するとき。	全額
2 自治会や地域活性化会議などが地域活動で使用するとき。	全額
3 地域における幼稚園や保育園などの団体が運動会などで使用するとき。	全額
4 構成員の過半数が中学生以下で占める登録団体が使用するとき（当該登録団体が第2条第3号の規定により使用するときを含む。）。	全額
5 国又は他の地方公共団体が主催する事業等のために使用するとき。	2分の1の額
6 公共的団体又は非営利法人が使用するとき（2の項又は3の項に規定するときを除く。）。	2分の1の額
7 登録団体（4の項に規定する団体を除く。）が使用するとき（当該登録団体が第2条第3号の規定により使用するときを含む。）。	2分の1の額
8 その他教育委員会が特別の理由があると認めたとき。	2分の1の額

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の大和市立学校施設使用条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）別表第2に掲げる使用内容に係る使用料の減免その他の新規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

大和市立学校施設使用条例施行規則新旧対照表

改正案

	現 行																						
<p>○大和市立学校施設使用条例施行規則</p> <p>昭和44年教委規則第1号</p> <p>第1条～第9条 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第5条第2項の規定による減免は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、電気陶芸窯及び校庭夜間照明設備に係る使用料については、<u>市が主催し、又は共催する事業の場合を除き、減免しない。</u></p>	<p>○大和市立学校施設使用条例施行規則</p> <p>昭和44年教委規則第1号</p> <p>第1条～第9条 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第5条第2項の規定による減免は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、電気陶芸窯及び校庭夜間照明設備に係る使用料については、<u>別表第2に掲げる使用内容のうち1の項又は4の項の規定により使用するときを除き、減免しない。</u></p>																						
<p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第10条関係)</p>	<p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第10条関係)</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 109 1134 1095">使用内容</th> <th data-bbox="1070 109 1134 383">減免の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1134 109 1182 1095">1 市が主催し、又は共催する事業等のために使用する時。</td> <td data-bbox="1134 109 1182 383">全額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 109 1230 1095">2 自治会や地域活性化会議などが地域活動で使用するとき。</td> <td data-bbox="1182 109 1230 383">全額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1230 109 1278 1095">3 地域における幼稚園や保育園などの団体が運動会などで使用する時。</td> <td data-bbox="1230 109 1278 383">全額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1278 109 1326 1095">4 国又は他の地方公共団体が主催する事業等のために使用する場合。</td> <td data-bbox="1278 109 1326 383">2分の1の額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1326 109 1374 1095">5 公共的団体又は非営利法人が使用する時(2の項又は3</td> <td data-bbox="1326 109 1374 383">2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table>	使用内容	減免の範囲	1 市が主催し、又は共催する事業等のために使用する時。	全額	2 自治会や地域活性化会議などが地域活動で使用するとき。	全額	3 地域における幼稚園や保育園などの団体が運動会などで使用する時。	全額	4 国又は他の地方公共団体が主催する事業等のために使用する場合。	2分の1の額	5 公共的団体又は非営利法人が使用する時(2の項又は3	2分の1の額	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 1099 1134 2098">使用内容</th> <th data-bbox="1070 1099 1134 2098">減免の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1134 1099 1182 2098">1 市が主催し、又は共催する事業等のために使用する時。</td> <td data-bbox="1134 1099 1182 2098">全額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1099 1230 2098">2 自治会や地域活性化会議などが地域活動で使用するとき。</td> <td data-bbox="1182 1099 1230 2098">全額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1230 1099 1278 2098">3 地域における幼稚園や保育園などの団体が運動会などで使用する時。</td> <td data-bbox="1230 1099 1278 2098">全額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1278 1099 1326 2098">4 <u>構成員の過半数が中学生以下で占める登録団体が使用する時(当該登録団体が第2条第3号の規定により使用する時を含む。)</u></td> <td data-bbox="1278 1099 1326 2098">全額</td> </tr> </tbody> </table>	使用内容	減免の範囲	1 市が主催し、又は共催する事業等のために使用する時。	全額	2 自治会や地域活性化会議などが地域活動で使用するとき。	全額	3 地域における幼稚園や保育園などの団体が運動会などで使用する時。	全額	4 <u>構成員の過半数が中学生以下で占める登録団体が使用する時(当該登録団体が第2条第3号の規定により使用する時を含む。)</u>	全額
使用内容	減免の範囲																						
1 市が主催し、又は共催する事業等のために使用する時。	全額																						
2 自治会や地域活性化会議などが地域活動で使用するとき。	全額																						
3 地域における幼稚園や保育園などの団体が運動会などで使用する時。	全額																						
4 国又は他の地方公共団体が主催する事業等のために使用する場合。	2分の1の額																						
5 公共的団体又は非営利法人が使用する時(2の項又は3	2分の1の額																						
使用内容	減免の範囲																						
1 市が主催し、又は共催する事業等のために使用する時。	全額																						
2 自治会や地域活性化会議などが地域活動で使用するとき。	全額																						
3 地域における幼稚園や保育園などの団体が運動会などで使用する時。	全額																						
4 <u>構成員の過半数が中学生以下で占める登録団体が使用する時(当該登録団体が第2条第3号の規定により使用する時を含む。)</u>	全額																						

	の項に規定するときを除く。)	
6	第5条第1項に規定する登録の承認を受けた者が使用するとき。	2分の1の額
7	その他教育委員会が特別の理由があると認めたととき。	2分の1の額

別表第3 略

5	国又は他の地方公共団体が主催する事業等のために使用するとき。	2分の1の額
6	公共的団体又は非営利法人が使用する(2の項又は3の項に規定するときを除く。)	2分の1の額
7	登録団体(4の項に規定する団体を除く。)が使用する(2の項に規定する)とき(当該登録団体が第2条第3号の規定により使用する(2の項に規定する)ときを含む。)	2分の1の額
8	その他教育委員会が特別の理由があると認めたととき。	2分の1の額

別表第3 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の大和市立学校施設使用条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)別表第2に掲げる使用内容に係る使用料の減免その他の新規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

議案第7号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を
改正する規則について

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正す
る規則について、審議願いたく提案する。

平成25年2月15日提出

大和市教育委員会

教育長 滝澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1事務の欄中、

- 「
- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 スポーツに係る調査及び企画に関すること。2 スポーツ団体の指導及び育成に関すること。3 スポーツ指導者の育成に関すること。4 各種大会、競技会、スポーツ教室、レクリエーションの集会等の開催、指導助言及び育成に関すること。5 スポーツ施設の整備に係る調査及び企画に関すること。6 スポーツ施設（次号に掲げるものを除く。）の維持管理に関すること。7 大和スポーツセンター、大野原庭球場、草柳庭球場、桜森スポーツ広場、下福田野球場及び下福田スポーツ広場に関すること。8 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。9 スポーツ推進審議会に関すること。10 地域スポーツクラブの支援等に関すること。 |
|--|
- 」を

- 「
- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。 |
|--|
- 」に改める。

別表第3スポーツ課の部スポーツ振興の項を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 新旧対照表

改正案	現行																
<p>○大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 平成 21 年 3 月 30 日 教委規則第 5 号 第 1～7 条 略</p> <p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>1～7 削除</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	職員	略	略	略	略	1～7 削除	略	<p>○大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 平成 21 年 3 月 30 日 教委規則第 5 号 第 1～7 条 略</p> <p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td> 1 <u>スポーツに係る調査及び企画に関すること。</u> 2 <u>スポーツ団体の指導及び育成に関すること。</u> 3 <u>スポーツ指導者の育成に関すること。</u> 4 <u>各種大会、競技会、スポーツ教室、レクリエーションの集会等の開催、指導助言及び育成に関すること。</u> 5 <u>スポーツ施設の整備に係る調査及び企画に関すること。</u> 6 <u>スポーツ施設（次号に掲げるものを除く。）の維持管理に関すること。</u> 7 <u>大和スポーツセンター、大野原庭球場、草柳庭球場、桜森スポーツ広場、下福田野球場及び下福田スポーツ広場に関すること。</u> </td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	職員	略	略	略	略	1 <u>スポーツに係る調査及び企画に関すること。</u> 2 <u>スポーツ団体の指導及び育成に関すること。</u> 3 <u>スポーツ指導者の育成に関すること。</u> 4 <u>各種大会、競技会、スポーツ教室、レクリエーションの集会等の開催、指導助言及び育成に関すること。</u> 5 <u>スポーツ施設の整備に係る調査及び企画に関すること。</u> 6 <u>スポーツ施設（次号に掲げるものを除く。）の維持管理に関すること。</u> 7 <u>大和スポーツセンター、大野原庭球場、草柳庭球場、桜森スポーツ広場、下福田野球場及び下福田スポーツ広場に関すること。</u>	略
事務	職員																
略	略																
略	略																
1～7 削除	略																
事務	職員																
略	略																
略	略																
1 <u>スポーツに係る調査及び企画に関すること。</u> 2 <u>スポーツ団体の指導及び育成に関すること。</u> 3 <u>スポーツ指導者の育成に関すること。</u> 4 <u>各種大会、競技会、スポーツ教室、レクリエーションの集会等の開催、指導助言及び育成に関すること。</u> 5 <u>スポーツ施設の整備に係る調査及び企画に関すること。</u> 6 <u>スポーツ施設（次号に掲げるものを除く。）の維持管理に関すること。</u> 7 <u>大和スポーツセンター、大野原庭球場、草柳庭球場、桜森スポーツ広場、下福田野球場及び下福田スポーツ広場に関すること。</u>	略																

1 学校体育施設のスポート開放に関すること。	略
9~10 削除	略

別表第2 略

別表第3 (第4条関係)

補助執行させる課	決裁事項/決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
略	略	略	略	略	略	略
スポーツ課	スポーツ開放	① スポーツ開放にかか る学校施設 設置者 登録 ② スポーツ開 放にかか る学校施設 の使用 許可	略	略	略	

8 学校体育施設のスポート開放に関すること。	略
9 スポーツ推進審議会に関すること。	略
10 地域スポーツクラブの支援等に関すること。	略

別表第2 略

別表第3 (第4条関係)

補助執行させる課	決裁事項/決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
略	略	略	略	略	略	略
スポーツ課	スポーツ振興	① スポーツに関する調査及び施策の推進 ② スポーツに関する各種行事の開催及び実施で軽易なもの	略	① スポーツに関する施策の決定で軽易なもの ② スポーツに関する各種行事の開催及び実施で重	① スポーツに関する施策の決定で重要なもの ② スポーツに関する各種行事の開催及び実施で特	事務委任規則 第2条 第1項 に当てる事項 は、教育委員 会の会議に付 きなげ ればな

略	略	略	略	略	略	略
---	---	---	---	---	---	---

附 則

この規則是、平成25年4月1日から施行する。

ス ポ ー ツ 開 放	③ ス ポ ー ツ 団 体 の 指 導 及 び 育 成 ④ ス ポ ー ツ 指 導 者 の 育 成	要なもの ③ ス ポ ー ツ 団 体 の 指 導 及 び 育 成 の 方 針 及 び 計 画 の 決 定 ④ ス ポ ー ツ 指 導 者 の 育 成 の 方 針 及 び 計 画 の 決 定	に重要なもの	らな い。	ス ポ ー ツ 開 放	① ス ポ ー ツ 開 放 に か か る 学 校 施 設 使 用 者 登 録 ② ス ポ ー ツ 開 放 に か か る 学 校 施 設 の 使 用			
----------------------------	---	---	--------	----------	----------------------------	--	--	--	--

略	略	許可	略	略	略	略	略	略
---	---	----	---	---	---	---	---	---

議案第 8 号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を
改正する規則について

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正
する規則について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 2 月 15 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び社会体育振興委員」を削る。

別表通学指導員の項の次に次のように加える。

学校嘱託医	1校につき6人 以内	児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断、疾病の予防措置その他の学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
学校薬剤師	1校につき1人	児童生徒の健康の保持増進を図るため、環境衛生検査、医薬品等の管理その他の学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

別表外国人児童生徒教育相談員の項の次に次のように加える。

学校図書館スーパーバイザー	1人	学校における図書館教育の充実を図るため、各学校の図書館運営等に対する支援並びに学校図書館司書への指導及び助言を行う。
---------------	----	--

別表青少年相談室職員の部相談員の項定数の欄中「7人以内」を「10人」に改め、同部特別相談員の項定数の欄中「以内」を削り、同項設置目的及び主な職務の欄中「及び相談員」を「並びに学校が行う教育相談に対する支援並びに他の青少年相談室職員」に改め、同部専門街頭指導員の項定数の欄中「3人」を「2人」に改め、同部教育支援教室指導員の項定数の欄中「5人」を「4人」に改め、同部心理カウンセラーの項設置目的及び主な職務の欄中「学校教育相談員」を「相談員及び不登校児童生徒支援員」に改め、同部スクールソーシャルワーカーの項設置目的及び主な職務の欄中「学校教育相談員」を「相談員及び不登校児童生徒支援員」に改め、同表社会体育振興委員の項を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(下線部分は、改正部分)

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則に関する規程に関する規程新旧対照表

改正案	現行																		
<p>(非常勤特別職の任期) 第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、文化財保護指導委員の任期は2年とする。ただし当該委員が欠けた場合における補欠の委員又は定数に満たない場合における補欠による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(非常勤特別職の任期) 第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、文化財保護指導委員及び社会体育振興委員の任期は2年とする。ただし当該委員が欠けた場合における補欠の委員又は定数に満たない場合における補欠による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。</p> <p>3 略</p>																		
<p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>定数</th> <th>設置目的及び主な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通学指導員</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学校嘱託医</td> <td>1校につき6人以内</td> <td>児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断、疾病の予防措置その他の学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。</td> </tr> </tbody> </table>	職名	定数	設置目的及び主な職務	通学指導員	略	略	学校嘱託医	1校につき6人以内	児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断、疾病の予防措置その他の学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。	<p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>定数</th> <th>設置目的及び主な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通学指導員</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>《追加》</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	定数	設置目的及び主な職務	通学指導員	略	略	《追加》		
職名	定数	設置目的及び主な職務																	
通学指導員	略	略																	
学校嘱託医	1校につき6人以内	児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断、疾病の予防措置その他の学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。																	
職名	定数	設置目的及び主な職務																	
通学指導員	略	略																	
《追加》																			

改正案		現行	
学校薬剤師	各学校 1人	児童生徒の健康の保持増進を図るため、環境衛生検査、医薬品等の管理その他の学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。	《追加》
外国人児童生徒教育相談員	略	略	外国人児童生徒教育相談員 略
学校図書館スーパバイザ	1人	学校における図書館教育の充実を図るため、各学校の図書館運営等に対する支援並びに学校図書館司書への指導及び助言を行う。	《追加》
略	略	略	略
青少年相談室職員	相談員 10人	略	青少年相談室職員 相談員 7人以 内 略

改正案		現行	
特別相談員	1人	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談並びに学校が行う教育相談に対する支援並びに他の青少年相談室職員への指導及び助言を行う。	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談及び相談員への指導及び助言を行う。
専門街頭指導員	2人	略	略
研究員	略	略	略
教育支援教室指導員	4人	略	略
心理カウンセラー	2人	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談、心理テストの実施、教育支援教室に通う児童生徒へのカウンセリング並びに相談員及び不登校生徒支援員への指導及び助言を行う。	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談、心理テストの実施、教育支援教室に通う児童生徒へのカウンセリング並びに学校 教育相談員への指導及び助言を行う。

改正案		現行	
スクール ソーシャ ルワーカ ー	2人	スクール ソーシャ ルワーカ ー	2人
青少年の健全育成に資する ため、問題を抱える青少年 及びその保護者の相談に応 じ、関係機関と連携して当 該青少年の置かれた環境の 調整を行い、並びに相談員 及び不登校生徒支援員への 指導及び助言を行う。	青少年の健全育成に資する ため、問題を抱える青少年 及びその保護者の相談に応 じ、関係機関と連携して当 該青少年の置かれた環境の 調整を行い、並びに相談員 及び不登校生徒支援員への 指導及び助言を行う。	青少年の健全育成に資する ため、問題を抱える青少年 及びその保護者の相談に応 じ、関係機関と連携して当 該青少年の置かれた環境の 調整を行い、並びに学校教 育相談員への指導及び助言 を行う。	青少年の健全育成に資する ため、問題を抱える青少年 及びその保護者の相談に応 じ、関係機関と連携して当 該青少年の置かれた環境の 調整を行い、並びに学校教 育相談員への指導及び助言 を行う。
《削除》		社会体育振興委員	157 人以内
			地区のスポーツ振興を図る ため、教育機関又は行政機 関が行うスポーツの行事及 び事業に対する助言及び協 力を行う。

附 則

この規則是、平成25年4月1日から施行する。

議案第9号

大和市スポーツ施設設置条例施行規則を廃止する規則について

大和市スポーツ施設設置条例施行規則を廃止する規則について、審議願いたく提案する。

平成25年2月15日提出

大和市教育委員会
教育長 滝澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市スポーツ施設設置条例施行規則を廃止する規則

大和市スポーツ施設設置条例施行規則（昭和61年大和市教育委員会規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 10 号

大和市スポーツ推進審議会規則を廃止する規則について

大和市スポーツ推進審議会規則を廃止する規則について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 2 月 15 日提出

大和市教育委員会
教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市スポーツ推進審議会規則を廃止する規則

大和市スポーツ推進審議会規則（昭和37年大和市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 11 号

大和市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について

大和市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 2 月 15 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則

大和市スポーツ推進委員に関する規則（昭和38年大和市教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 12 号

教育財産の公用の廃止について

教育財産の公用の廃止について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 2 月 15 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

公用を廃止する教育財産の概要
別紙のとおり

1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1 名称 (設備名称)	市営大和スポーツセンター			プール	市営 草柳庭球場	市営 下福田野球場	市営下福田スポーツ広場		深見歴史の森 スポーツ広場	
	体育会館	スタンド及び ダッグアウト	カフェテリア		砂入り人工芝	—	トイレ	防球ネット	—	防球ネット
2 区分	建物	建物	建物	工作物	工作物	土地	建物	工作物	土地	工作物
3 所在地	上草柳一丁目1番1号			下草柳字9番耕地 1157	福田字甲一ノ区88 番地 他3筆	福田字乙九ノ区310外		下鶴間字乙6号2747-1		
4 構造(階数)	鉄骨コンクリート造 一部鉄骨鉄筋造 (地下1階、 地上5階)	鉄骨コンクリート造 一部鉄骨造 (地上3階)	軽量鉄骨 (平屋)	鉄筋コンクリート	全天候型ポリプロ ピレン製スプリット ヤーン製法	—	サンドイッチパネル 壁式アルミパネル (平屋)	—	—	—
5 面積/床面積	13,593.93 m ²	3,287.41 m ²	81 m ²	—	2,886 m ²	9,014 m ²	12.96 m ²	—	5,256 m ²	—
6 廃止の理由	「大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の制定に伴い、当該財産を市長が所管することとなるため。									
7 公用開始年月日	昭和62年2月19日	平成2年3月9日	平成16年3月24日	昭和59年4月1日	平成11年1月27日	昭和59年10月1日	平成22年4月1日	平成22年4月1日	平成22年4月1日	平成22年4月1日
8 公用廃止年月日	平成25年3月31日									
9 現在評価額	1,829,087,000円	644,794,000円	17,869,000円	15,315,000円	18,250,000円	849,893,476円	12,547,000円	22,974,000円	413,017,104円	17,535,000円

議案第 13 号

大和市スポーツ推進審議会委員の解職について

大和市スポーツ推進審議会委員の解職について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 2 月 15 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正